

「表紙共17枚」

令和7年7月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年8月8日(金曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	10番 高瀬義徳
2番 中島浩司	11番 原田文利
3番 飯田 隆	12番 中島幸一郎
4番 穴井浩司	13番 平川 修
5番 河津祐二	14番 横田秀喜
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 麻生純一 主査 藤原東託 主査 松岡政則

7 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について
 - 第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第6号 8月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 6番 川良澄子 委員
(農地利用最適化推進委員) 高瀬区域担当 野村常雄 委員

(2) 8月現地調査

[日時] 8月25日(月) 午前9時～ *調査委員

(3) 8月調査委員会

[日時] 8月28日(木) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(4) 令和7年度 農業者年金加入推進特別研修会

[日時] 8月29日(金) 午後1時～ [会場] 別府B-con^oラガ^o (別府市) *農業者年金加入推進部長・事務局担当

(5) 8月定例総会

[日時] 9月8日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(6) 行事日程

8月22日(金) 大分県農業会議 常設審議委員会 (大分市) *会長

(7) その他

- ・ 7月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・ 7月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより、定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、15番 川津清則委員、18番 梶原真悟委員から欠席の連絡をいただいております。それと佐藤推進委員がみえていないようですが、ちょっと遅れているようでございます。日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上発言される場合は挙手をして、議長の指名をした後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。皆さん大変お疲れ様でございます。</p> <p>水不足からですね、一転して雨が降り、少しは落ち着かれたと思います。</p> <p>また米の価格についてはですね、備蓄米のキャンセル等続いており、予断を許さない米の単価になりそうでございます。</p> <p>また、農地中間管理機構との話し合いを計画しておりましたが、日程等の調整が進まず、申し訳ございません。また、中間管理事業ですね、利用されてる方の思い、また問題点等あればですね、事務局までお知らせいただければ、会議の中で話したいと思います。</p> <p>それでは、着座いたしまして、議事を進行して参ります。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。 それでは、議事録署名委員、11番 原田文利委員、16番 井上俊勝委員の2名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>議案訂正がございましたら事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。今回、議案訂正が1件ございます。 議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画(案)に対する農業委員会の意見について、議案書の9頁をお開けください。 213番、表の最後の右端の始期の枠ですね、三筆とも「R7.9.1」と、9月1日から5年間という表記になっておりますけれども、正しくは「R7.10.1」、令和7年10月1日からの5年間でございます。 大変申し訳ありませんでした。訂正をお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では早速、議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、6番 川良澄子委員、8番 湯浅正徳委員、19番 河津裕治委員の3名の方でございました。 調査委員長ですね、8番の湯浅正徳委員の方をお願いしたいと思います。 それでは、湯浅委員、現地調査の結果などですね、一言お願いいたします。</p>

<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p>	<p>こんにちは。8番の湯浅正徳です。よろしくお願ひします。 今月の調査委員の6番の川良澄子委員と19番の河津裕治委員の3名と、事務局3名、計6名で現地を見て回りました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>とても暑い日で、朝からですね、回ってみたんですけど、あんまり問題のあるようなところは無かったと思いますので、慎重審議、お願ひしたいと思います。 詳細の方は、事務局の方でお願ひしたいと思います。 よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 第1号議案 農地法第3条の規定により、許可申請の件、8件でございます。 事務局は説明をお願ひいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。 今月は8件申請がありました。 番号41、前津江町赤石〇と〇で、地目は二筆とも、登記簿は田、現況は畑、面積が合計1,527㎡です。 譲渡人は、大分市の〇さん、譲受人は前津江町の〇さんです。遠方に住んでおり管理困難なため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。国道212号を前津江方面に進みまして、県道西大山大野日田線から進んだ虫秋公民館付近の赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。二筆に分かれていますので、写真を2つに分けて撮影しています。〇の写真です。〇の現地の写真になります。 続いて番号42、天瀬町馬原〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計1,445㎡です。 譲渡人は神奈川県〇さん、譲受人は天瀬町の〇さんです。遠方に住んでおり管理困難なため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。国道210号を豊後中川駅方面に進みまして、東溪中学校から北側に進みまして赤い</p>

丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を2つに分けて撮影しております。○の写真です。○の写真になります。

続いて番号43、大字友田○他二筆で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計1,180㎡です。

譲渡人は北友田二丁目の○さん、譲受人は福岡県の○さんです。相続により取得したが維持管理が困難なため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。譲受人の方は、福岡県に住所がありますが、大字友田の三郎丸の方に拠点となる家がありまして、週に3回は耕作に来ており、農地を所有している方になります。令和5年11月にも3条申請を受けてる方になります。

スライドに行きます。国道386号を日田市学校給食センター方面に進みました2つの赤い丸のところは現地になります。航空写真です。○の字図になります。こちらは○の現地の写真になります。残り二筆の拡大した航空写真になります。字図になります。現地が広いので、写真方向を2つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。反対から撮影しました写真方向②の写真になります。

続いて番号44、大山町東大山○で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が318㎡です。

譲渡人は大山町の○さん、譲受人は大山町の○さんです。農地を維持できないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大をしたい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。国道212号を中津江村方面に進み、道の駅水辺の郷おおやまさんを過ぎた赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号45、大字小迫○で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が300㎡です。

譲渡人は福岡県の○さん、譲受人は吹上町の○さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農・家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。国道212号玉川バイパスを吹上神社方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号46、大字三和○で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が331㎡です。

譲渡人は清水町の○さん、譲受人は清水町の○さんです。相続により取得したが維持管理が困難なため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>スライドに行きます。県道大鶴熊取線を山田原方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。譲受人の方は、隣にあります隣接農地を所有・耕作しております、一体的に管理が可能であると考えております。現地の写真です。</p> <p>続いて番号47、大字渡里〇と〇で、地目は、登記簿が田、現況は畑、面積が31㎡です。</p> <p>譲渡人は滋賀県の〇さん、譲受人は清岸寺町の〇さんです。遠方に住んでおり管理が困難なため譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。国道212号玉川バイパスを日田消防署方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>続いて番号48、大字渡里〇で、地目は、登記簿が田、現況は畑、面積が145㎡です。</p> <p>譲渡人は清岸寺町の〇さん、譲受人は先ほどの案件と同様清岸寺町の〇さんです。維持管理が困難なため譲り渡したい、譲り受けて新規就農・家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。国道212号玉川バイパスを日田消防署方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。別に問題は無いんですけど、新規就農の方が3名いらっしゃいまして、意欲的に頑張ってもらいたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の1から2頁が、農地法第3条になっております。すべてに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。</p> <p>私からは以上です。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 第1号議案ですね、農地法3条の規定による許可申請の件、8件でございます。 事務局の説明及び調査委員長の報告にあるように許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね別紙チェックシートの通り、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第1号議案は、原案通り許可決定いたします。</p> <p>引き続きまして5頁です。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。私から、議案書5頁、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。今月は1件の申請が出ています。</p> <p>番号13、申請地は大字有田○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は106㎡です。</p> <p>申請人は三池町の○さんです。申請理由は、申請地に住宅を新築するため、住宅用地として使用したいとのことです。</p> <p>場所の説明です。あやめ台団地下の交差点から市道三池有田線を進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に利用計画図になります。</p> <p>以上、4条は1件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p>	<p>はい。ちょっと問題が有りそうにありますが、審議してもらいたいなと思います。特に問題は無いんですけど、見た目で、どうかなと思うような気がしますので、お願いします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の3頁から4頁が農地法第4条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第2号ですね、農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございました。</p>

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>この13番につきまして何かございますか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、諫山委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。推進委員の諫山です。 この現地の写真の方ですが、この時点では、別に農地の形をしてないんですけど、この時はどういう感じでしてたんですかね。今、家が建ってるところの造成と一緒にしていた場所なのか、向こうから入口があるのか、別に耕作をしよったような土地でもないように見えるのですが。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。今、○の地番の上の段に畑があるんですけども、以前はこの畑と一体でした。地番が。今回、家を建てることによって下の段が、ちょっと筆が違っているところになってますので、今回分筆をして、○を新しく作って、今回申請を出してもらってます。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>ということは、以前は、違法転用のカタチになっていたんですか。</p>

事務局 (藤原東託)	この上に、一応住宅が建ってました。
推進委員 (諫山文彦)	はい。いいですけど。
議 長 (石井照久)	諫山委員、よろしいですか。
推進委員 (諫山文彦)	はい。
事務局 (藤原東託)	ひとつよろしいですか。 この筆の上の段に、砂防があってですね。多分、そこから、以前、土砂が流出してきて、この塀を作ったのだと思われます。
議 長 (石井照久)	よろしいですか。 諫山委員、よろしいですね。
推進委員 (諫山文彦)	はい。
3 番 (飯田 隆)	はい。

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、飯田委員どうぞ。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>3番の飯田です。 もう、こういう地形になっているカタチ上、やはり、これは事前着工というカタチになれば、始末書をもたらった方がいいんじゃないでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>一応ですね、ここ分筆をしてですね、下の草のあるところを植えられないことはないですよ。大体が農地としてですね。ですが、もうそこまでせんでいいんじゃないかなと、私は思いますけど、飯田委員どうですか。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>すいません。補足をさせてください。 以前ですね、確かに建物は建っていたそうです。それを一度取り壊して土を入れてくださってます。そして分筆までしておりますので、一応、現況復帰をして、農地から宅地にする部分を分筆したということで、調査委員会でも論議になったんですけども、もう始末書はもらわずに、追認ではなく、もうあの建物も崩してます、分筆をした、ということで、このまま通常の申請でいいのではないかと、という調査委員会での結論となりましたので、こちら議案に上げさせていただきます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですか。 今の通りです。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。 それでこの擁壁をしてますよね。面積はいいんですけど、やはりそのときもやっぱり、これ自分でしたんですか、この擁壁自体。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>そこまでの確認が取れてません。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 樋口委員どうぞ。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。 お尋ねですけど、水路があって水路の右まで、この申請用地は、はみ出してるようですけど、この右の土地は誰の所有でしょうか。 なんかこう、はみ出してるからトラブルになるんじゃないかな、というような感じがしますけど。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。 お願いします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>点線部分の土地でしたら申請者の土地です。 右も、上の段の畑もですね。 で、今回分筆を、下の点線の部分と赤い線の部分と上の畑の部分を分筆しました。 以前は、ここの土地の筆の中に、これが入っていった状況です。</p>

<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございますか。 よろしいですか。 飯田委員、よろしいですか。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>中嶋委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>すいません。お願いですけど、もう一度、ちょっと前の計画図のところ見せていただくことはできますでしょうか。 畑になってる部分は、畑として、また、そのまま使われるのかどうか、ちょっと確認したいなと思ったんですけど。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>こちらで、よろしいですか。 計画図です。これですか。</p>

<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>すみません。 今、現行畑、ちょっと入り込んでた畑の部分は、畑で使うってことですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>今、こちらの図面で赤い範囲が、こちらの赤い線のところになります。なので、今、ここに家を建てたいので、宅地にしてもいいですか、という申請になります。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>はい。そのぐらいはわかりました。 それで、今、現行、畑として使用している部分が利用計画図には入ってないみたいなので、畑のまま残すと考えても大丈夫なんでしょうか、という事なんですけど。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>中嶋委員、上の段の畑の部分ということですか。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>上の段は、そのまま畑として使います。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>わかりました。はい、そういうことですか。 ありがとうございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 他にございますか。よろしいですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それではですね、無いようでございますので、無ければですね、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしたと考えます。</p> <p>ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして6頁ですね、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。議案書の6頁になります。議案第3号 農地法第5条についてです。今月は4件の申請がありました。</p> <p>番号39、申請地は大字高瀬〇の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況は一部雑種地、一部畑です。面積は47㎡です。</p>

譲渡人は琴平町の〇さんです。譲受人は琴平町の〇さんです。申請理由は、自宅進入の用地として分筆をした際に、一部、すでに進入路として使用していたことが判明したため、一部追認で申請し、申請後に、現在の自宅進入部分を広げる工事を行いたいとのことです。

場所の説明です。市立高瀬小学校から琴平温泉方面に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、土地利用計画図です。黄色い線部分が、現在すでに進入路部分になっている一部追認部分です。今回の申請で、赤いライン部分をすべて進入路として使用するとの申請となっております。

続きまして番号 40、申請地は大字川下〇他二筆の第 2 種農地です。地目は登記簿・現況 三筆ともに田です。三筆の合計面積は 919.9 m²です。

譲渡人は田島二丁目の〇さんです。譲受人は大宮町の〇さんです。申請理由は、移動式クレーン置き場用地として使用したいとのことです。

場所の説明です。国道 210 号を川下方面に向かい、白手橋を過ぎた左手にある赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。次に、利用計画図になります。この方は、〇であり、移動式クレーン車を置くのに使用するとのことです。

続いて番号 41、申請地は大字日高〇の第 3 種農地です。地目は、登記簿 田、現況は畑です。面積は 1298 m²です。

譲渡人は小ヶ瀬町の〇さんです。譲受人は三芳小淵町の〇さんです。申請理由は、〇で使用する資材置き場用地として使用するとのことです。

場所の説明です。日田市立三芳小学校裏の市道駅北三芳線から入った赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。利用計画図になります。黄色い線部分が、現在、〇さんが資材置き場用地として使用している部分となっております。

続いて番号 42、申請地は大字十二町〇の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は 203 m²です。

<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>譲渡人は上諸留町の〇さんです。譲受人は高瀬本町の〇さんです。申請理由は、申請地を宅地分譲用地として使用したいとのことです。</p> <p>場所の説明です。玉川交差点にあるスシロー日田店さん裏、市道三本松新治線を進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。利用計画図になります。赤い線部分が今回の申請地番となっております、転用許可後に地目を宅地に合わせ、全体を合筆し、分譲区画ごとに地番を付け登記行うとのことです。次に、現在、3区画の分譲で申請を出しておりますが、将来的には約11区画の分譲を予定しております。また、開発協議につきましても、日田市都市整備課と協議しております。</p> <p>以上、5条は4件となります。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>4件あるうちの1件が、追認がありますけど、他3件については別に問題無いと思います。1件の追認にしても、現在、使っておりますけど、仕方ないな、というような感じでありますので、よろしく願います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の5頁から6頁が、農地法第5条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査員長の説明にあるようにですね、39番が一部追認ですね、他3件は問題が無いとのことでございます。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>皆さんの中で、何かあればご発言いただきたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>いいですか。</p> <p>はい、無ければですね、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長これで、議案、一応お終いでございますので、一言お願いいたします。</p>

<p>調査委員長 (湯浅正徳)</p>	<p>はい。ありがとうございました。 慎重審議な意見をいただきまして、無事通りましたこと、ありがとうございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね、議案第 4 号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、でございます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構は農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聞くということになっております。 議事参与の方がおられますので、退室をお願いしたいと思います。 19 番 河津裕治委員、退室をお願いいたします。</p> <p>(河津裕治委員 退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは 19 番 河津裕治委員の件です。9 頁、No.212、借り手、河津裕治でございます。 はい。この件につきまして、何かございますか。 19 番の河津裕治委員のそこだけを先にしたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(河津裕治委員 入室)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね、9頁の212を除いた他をですね、それぞれの委員の方のそれぞれエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。意見があれば挙手をして、ご発言願いたいと思います。よろしいですか。各委員のエリアについて、何かございますか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、事務局の方から所有権移転の1件について、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは私の方から、今月1件、売買支援事業、所有権移転がありましたので、その説明をさせていただきます。</p> <p>所有権移転分の議案が10頁の番号216になります。</p> <p>対象農地は大字二串〇になります。こちらは譲渡人の公益社団法人 大分県農業農村振興公社から譲受人の〇さんに所有権を移転するものになります。</p> <p>こちらは令和7年5月の総会にて、〇さんから公社に譲り渡しをしました案件であり、農地売買等支援事業を活用し、所有権移転を行うものになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律の定めによりまして、規模縮小農家から農地中間管理機構、大分県では、大分県農業農村振興公社になりますが、農地を買い入れて、一定期間保有後、規模拡大の農家に売り渡すという事業内容になっております。</p> <p>私からは以上となります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>何かご意見ございますか。よろしいですか。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは、この件につきましては、意見無しで回答したいと思います。</p> <p>続きまして11頁です。議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、10件でございます。この件につきましてはですね、件数が多いのでですね、番号35から39を1回審議をいたしまして、続きまして40番から44番までを2回目の審議をしたいと思います。</p> <p>事務局はお願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、議案11頁、議案第5号 現況証明書の発行についてです。今月は10件申請がありました。番号35、前津江町柚木〇で、地目は、登記簿が畑、現況は山林、面積は1,603㎡です。申請人は前津江町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所ですが、県道朝田日田線を柚木多目的交流館に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。植林された杉が確認できました。発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、非農地化後20年以上経過しているなど、各種要件を満たすものに該当するものです。</p> <p>続きまして番号36、大字山田〇で、地目は、登記簿が畑、現況は宅地、面積は87㎡です。申請人は内河町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所ですが、県道大鶴熊取線を山田原方面に進みました赤い丸のところ、現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。敷地内に塀や整地された状況が確認できました。</p> <p>発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、非農地化後20年以上経過しているなど、各種要件を満たすものに該当するものです。</p> <p>続いて番号37、大字堂尾〇と〇で、地目は、登記簿は田、現況は山林、面積は合計2,189㎡です。</p>

申請人は緑町二丁目の○さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

場所ですが、県道山北日田線を進みまして、日田市清掃センターを通過しました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。○の拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。次に、○の拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。両方とも、クヌギの植林した山林が確認できました。

発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、非農地化後20年以上経過しているなど、各種要件を満たすものに該当するものです。

続いて番号38、大山町西大山○で、地目は登記簿が畑、現況は宅地、面積は231㎡です。

申請人は、大山町の○さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

場所ですが、国道212号を中津江方面に進みまして、道の駅水辺の郷おおやまさんも過ぎました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。農業用の施設が建設されていることが確認できました。

発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、非農地化後20年以上経過しているなど、各種要件を満たすものに該当するものです。

続いて番号39、大字花月○で、地目は登記簿が田、現況は宅地、面積は98㎡です。

申請人は秋原町の○さんです。申請理由は、現況に合わせ、地目を整理するためです。

場所ですが、国道212号を中津方面に進みまして、秋原公民館付近の赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。造成された土地と倉庫が確認できました。こちらは平成4年に自宅を建設したときに、造成工事を行ったことを確認しております。

発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、非農地化後20年以上経過しているなど、各種要件を満たすものに該当するものです。

ここまで5件の案件につきまして、各地区の担当の推進委員さんから、ご意見いただこうと思います。35番を前津江地区の佐藤委員、お願いします。

<p>推進委員 (佐藤 学)</p>	<p>はい。35 番、前津江の場所ですけども、私が見たところ、もう 30 年以上の杉が立っておりまして、非農地証明の発行は妥当であると考えます。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 続いて番号 36、朝日地区の平川委員お願いします。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日地区の平川です。6 月の 27 日に確認に行きました。 問題は無いと思います。ご審議お願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて番号 37、日田・五和地区、末武委員、よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>はい、37 番ですが、椎茸の原木には利用出来ないほどの大きなクヌギが立っておりまして、また、一部竹が侵食しておりまして、これは問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 続いて番号 38、大山地区の河津委員、よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>はい、38 番ですが、もう見ての通り建物になってます。 非農地だと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて番号 39、三花地区の酒井委員、よろしくお願いします。</p>

<p>推進委員 (酒井明巳)</p>	<p>三花地区担当の酒井です。 39番は、造成して、20年以上経過しているので、問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第5号ですね、現況証明書、非農地証明書の発行についてでございます。 35番から39番ですね、この5件につきまして、何かございますか。 よろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>いいですか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。樋口委員どうぞ。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、すいません。9番 樋口です。 ちょっとお尋ねですが、38番と39番、今、宅地になっておりますけど、本来であれば、4条申請を出して、許可を得て、建物を建てんといかんですけど、もう今回20年以上経ってるということで、現況証明で、許可無しにOKを出すような形ですけど、今まで、こういった事例は、多いですかね。ですから、申請をせんで、これの方が早いですよね。許可申請出さんで、黙って宅地にして、20年ぐらい経って、この発行基準の5で、もう現況証明くださいよ、という申請になってるんですよ。 本来であれば、何か始末書やら取って、4条申請を出して、許可を出すのが筋じゃないかなと思いますけ</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>14 番 (横田秀喜)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>ど、事務局の見解は、どういったことでしょうか。 答えられれば、お願いします。</p> <p>はい。確かに以前はですね、樋口委員が言われた通り、そういう形でございまして、当初から変わりましたのでですね。以前は、人工物は駄目ということでございましたけど、それから令和3年の1月に変わりましたですね、こういう風になっております。 よろしいですか、樋口委員。</p> <p>すいません。</p> <p>横田委員どうぞ。</p> <p>14 番 横田ですけど、38 番の大山のエノキダケ工場の件なんですけど、昭和 49 年にエノキダケ栽培を大山に導入した時に、エノキダケというのは、山林、林産物なので、農作物としてはみられないということで、農政局とやり取りしまして、エノキダケについては農産物として認めようということで、当時の農業委員会は農産物であれば、もう農地でも、施設については建てていいですよ、という経過で。 まだ、こういう案件が大山では相当出てくると思います。ただ当時からすれば、ちゃんと農業委員会も許可を取るし、農政局も許可を取るし、大分県の大分県知事の許可も取ってやってきた施設なんで、今、改めて、今、見ると、農地に建物を無断で建てているということですけど、大山のエノキダケの施設については、そういう経過がございますので、何ら問題はありませぬ。 以上です。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。何か他にございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、35 番から 39 番まで合計 5 件ですね、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、現況証明書、非農地証明書を発行いたしたいと思います。 続きまして 40 番からですね、事務局、説明の方お願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、続きまして番号 40 から 44 までになりますが、まず番号 40 から 44 までの案件は、同一地区から 出ておりますので、先に一括して場所の説明をさせていただきます。 場所ですが、県道日田玖珠線を有田小学校方面に進みましたウッドコンビナート付近の赤い丸のところ が現地になります。 番号 40 から 44 までの位置が、このようになっております。</p>

こちらが40、この筆とこの筆を合わせまして41、この二筆で42、この二筆で43番、この小さなところと、こちらのふたつ合わせまして44、という案件になっております。

2名の委員の方に現地確認を行っていただき、農業に適さないことを確認しております。

同一地区から出ている理由ですが、ウッドコンビナートに入っております木質バイオマス発電の○さんが、山林事業として育林から木材の供給を行っております、同地区を購入検討しているため、同時期の申請になっております。

それでは説明します。

番号40、大字東有田○で、地目は、登記簿が畑、現況は山林、面積は2,041㎡です。

申請人は諸留町の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

場所は、先ほどの部分となります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。雑木や雑草が生い茂っているところが確認できました。

発行基準4、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

番号41、大字東有田○他二筆で、地目は、○は登記簿が田、他二筆は登記簿が畑、現況はすべてにおいて山林です。面積は合計3,347㎡です。

申請人は、佐賀県の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。○と○の現況の写真になります。こちらは拡大した航空写真です。字図になります。写真方向を2つに分けて撮影しております。○の写真方向①の写真になります。写真方向②の写真になります。こちらは、雑草や雑木が生い茂っている状況が確認できました。

発行基準4、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

続いて番号42、大字東有田○と○で、地目は登記簿が畑、現況は山林、面積は合計588㎡です。

申請人は諸留町の○さんです。申請理由は、現況に合わせて、地目を整理するためです。

航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。こちらにも雑木や雑草が生い茂

っている状況が確認できました。

発行基準4、近隣の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

続いて番号43、大字東有田○と○で、地目は、登記簿が田、現況は山林、面積は合計3,467㎡です。

申請人は諸留町の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので写真を2つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。こちらも雑木や雑草が生い茂っている状況が確認できました。

発行基準4、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

番号44、大字東有田○と○で、地目は、登記簿が畑、現況は、○が雑種地、○は山林、面積は合計353㎡です。

申請人は諸留町の○さんです。申請理由は現況に合わせて、地目を整理するため、申請するものです。

航空写真です。拡大した航空写真です。こちらが○の字図になります。○の現地の写真になります。こちらが○の拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。○は竹や雑木が生い茂っている状況でした。○は国土調査により道路の残地となり、整地された状況が確認できました。

発行基準4、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。または、それ以外の場所であっても、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当するもの、だと思っております。

以上の40番から44番につきまして、東有田地区の穂本推進委員のご意見をいただきたいと思っております。

推進委員
(穂本基稔)

はい。推進委員の穂本ですけれども、事務局と現地40番から44番確認したんですけれども、雑草とか雑木とかある部分もあったんですけれども、私個人の判断だけではですね、非農地証明の発行という部分も、悩ん

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>だ部分もありましたので、農業委員の方にもご相談いたしましてですね、非農地証明に該当するんじゃないかということで、承認したいという風に思っております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上です。</p> <p>はい。ありがとうございました。 現況証明書、非農地用証明書の発行についてでございました。40番から44番までの5件ですね。何かこの5件につきましてございますか。 ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければですね、発行してよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね40番から44番、議案第5号ですね、現況証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>はい、続きまして16頁です。議案第6号 8月調査委員の選任についてでございます。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 私からの指名でよろしいですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それじゃ指名させていただきます。 2番 中島浩司委員、9番 樋口虎喜委員、10番 高瀬義徳の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>
-----------------------	--

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7 年 9 月 8 日

議 長 会 長

署 名 委 員 11 番

署 名 委 員 16 番